

○事件の概要

沖労委令和元年(不)第3号事件

当事者	申立人(組合)			被申立人(使用者)		
	X組合 組合員数:13人	Y法人 業種:製造業 従業員数:113人				
申立年月日	令和元年10月10日		終結年月日	令和2年12月11日		
所要日数	429日		終結区分	棄却		
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	田島 啓己	参与委員	(労)宮里 竜二	(使)上江洲 智一		
請求する救済の内容	1 非組合員に対する賞与支給日までに組合員に対して賞与支給予定額を提示しないことにより、非組合員に対する賞与支給時期と比較して、組合員に対する賞与支給時期を遅らせる差別的取扱いをしてはならない。					
	2 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号	第1号、第3号				
当事者の主張の要旨						
【申立人】 Y法人は、殊更に、非組合員に対する賞与支給日までに組合員に対して賞与支給予定額を提示しないことにより、組合員に対する賞与支給時期を非組合員より遅らせた。 Y法人は、X組合が労使合意に基づいて賞与支給額を決めたいという姿勢を堅持していることを逆手にとって組合員の賞与支給を遅らせるという労働組合攻撃を繰り返し、本件もその一環の行為であって、不当労働行為意思がある。また、Y法人が行為に及んだ主たる動機に組合嫌悪の情があったことは明らかであり、労組法第7条第1号及び同条第3号に該当する不当労働行為である。						
【被申立人】 組合員への賞与支給は、従前の支給手順に沿って行われる。本件も同様の対応をしていたに過ぎない。Y法人とX組合との間では、団体交渉における合意が成立しておらず、協定書も作成されていないのであるから組合員へ賞与を支給することはできない。また、これを理由に非組合員への賞与支給を延期することもできない。さらに、Y法人は、非組合員への賞与支給後も、組合員へ賞与を支給しようと自ら積極的な対応をとって賞与を支給している。 Y法人の行為が不合理であると評価することは到底できず、組合員を殊更に不利益に扱い、組合の弱体化を図っているとも認められないから、不当労働行為に当たらない。						
経過及び主文						
【経過】 令和元年10月10日の申立ての後、委員調査を4回、審問を1回実施し、令和2年11月12日第403回公益委員会議において命令を決定の上、当事者双方に対し命令書の写しを交付し、本件は終結した。						
【主文】 申立人の申立てをいずれも棄却する。						